

## 「緊急事態宣言解除後の対応について」

令和2年5月21日運営会議にて確認

解除後すぐに以前の環境に戻すのではなく、段階的な解除にしていきたいと思います。

第2波に向けての対策と、終息宣言が出るまでは通常の業務に戻れないことを想定した対応とし、原則、現状の対応を継続するものとします。

国・東京都・小平市からの具体的な指示があった場合、その指示に従うものとします。

いつまでといった具体的な時期は現状難しいので、社会情勢を見ながらにはなりますが、原則、運営会議から翌月の運営会議までといった形を取りたいと思います。

### <全体>

- ・事務所内では、3密を避ける行動を意識する。
- ・事務所内ではマスクを着用し、事務所に戻ってからの手洗いの徹底を継続。
- ・1日2回の検温は継続し、引き続き、発熱や風邪用の症状が出た場合は出勤を控える。
- ・訪問時のマスクの着用は継続。(会社で出来る限り用意する)
- ・事務所の定期的な換気とアルコール・次亜塩素酸を使用した消毒。
- ・朝礼の中止は継続。
- ・各管理者が把握していれば、時差出勤や直行直帰など、勤務体系は臨機応変な対応可とする。

### <ケアマネ>

- ・テレワークは継続。出勤者3人体制→4人体制にし、一人はテレワークとする。
- ・机間にビニール等の仕切りを用意して、飛沫感染予防を行う。
- ・固定電話を1台増やし、一人1台に出来るようにする。テレワーク用の端末も検討する。

### <訪問介護>

- ・ほぼ、これまでの対応を継続。
- ・事務所内に仕切り等を準備し、視覚的に意識を促す。(フェイスシールドも検討)
- ・事務所に密集する時間帯は、出来る限り会話を控えたり小声で話し、飛沫感染を予防する。
- ・勉強会は、zoomを活用したWeb形式の勉強会に挑戦する。
- ・常勤スタッフ(サ責も含め)は直行直帰可とする。
- ・テレワークや時差出勤可能な場合はチャレンジしてみる。
- ・介護タクシーについて、運転席とお客さんとの仕切りビニールは継続し、窓を常に少し開ける。
- ・発熱者や疑いのあるお客さんの依頼は原則受けない。やむを得ない場合は、徹底した感染症対策を行い、使用した車は消毒し、1日以上開けて使用する等、その日は使用しないようにする。また運転手もその後の業務はしない。

以上、引き続き何かあった場合は、個人で判断するのではなく、必ず相談することとしてください。